

# 第19期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社エス・エム・エス

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bm-sms.co.jp/ir/library/shareholders/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2014年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 400,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,400円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2021年7月17日から 2024年7月16日まで

### 第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2019年7月20日から 2026年7月19日まで

(注) 監査等委員である社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容は、当事業年度の末日の状況を記載しております。

#### 第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	18名
新株予約権の数	455個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 91,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

#### (別記)

①新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)ないし(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

### 第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2017年5月29日
新株予約権を有する者の人数	25名
新株予約権の数	89個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 17,800株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c）営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年 7月18日
新株予約権を有する者の人数	29名
新株予約権の数	115個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,500株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年 7月 1日から 2026年 6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2021年 3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a） EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b） EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c） EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第15回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2019年8月19日
新株予約権を有する者の人数	64名
新株予約権の数	2,520個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 252,000株
新株予約権の発行価額	3,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	254,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2022年7月1日から 2027年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2022年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,408百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,322百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が8,319百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第16回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2020年7月13日
新株予約権を有する者の人数	26名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	6,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	232,200円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から 2028年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2023年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,647百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,237百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第17回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2021年7月12日
新株予約権を有する者の人数	27名
新株予約権の数	1,830個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 183,000株
新株予約権の発行価額	4,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	329,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2024年7月1日から 2029年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2024年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が7,390百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が8,444百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が9,594百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記のとおり内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

#### ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- (b) 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (c) 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (d) 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- (b) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

### ③ 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- (b) 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (c) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- (b) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的に行うことにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- (c) 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- (d) 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的に開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
- (e) 当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

- ⑤ **当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (a) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
  - (b) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
  - (c) 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
  - (d) 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。
- ⑥ **当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (a) 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
  - (b) 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
  - (c) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。
- ⑦ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制**
- (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
  - (b) 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑧ **当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

⑨ 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針に関する事項

当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- (b) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

- (a) 取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- (b) 当連結会計年度において取締役会を12回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- (c) 必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

② 監査等委員会の監査・監督体制について

- (a) 当連結会計年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- (b) 監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- (c) 監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

③ コンプライアンスに関する取組みについて

- (a) 個人情報保護について「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- (b) 内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。
- (c) 従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- (d) 内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

④ 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。

これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

⑤ 反社会的勢力排除について

- (a) 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- (b) 取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。2022年3月期の1株当たり期末配当につきましては、10.5円といたしたいと存じます。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主			資 本	
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,281	85	23,140	△0	25,506
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	△22	—	△22
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,281	85	23,118	△0	25,484
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	29	29	—	—	58
剰 余 金 の 配 当	—	—	△827	—	△827
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	5,408	—	5,408
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	29	29	4,580	△0	4,639
当 期 末 残 高	2,310	114	27,699	△1	30,123

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 子 約 株 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	0	△3,107	△3,107	259	22,658
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	△22
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	0	△3,107	△3,107	259	22,636
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	58
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△827
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	5,408
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	567	2,055	2,622	92	2,715
連結会計年度中の変動額合計	567	2,055	2,622	92	7,354
当 期 末 残 高	567	△1,052	△484	352	29,991

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の状況)

- ・連結子会社の数 38社
- ・主要な連結子会社の名称 SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.  
MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED  
MIMS PTE. LTD.  
MIMS (SHANGHAI) LIMITED.  
KIMS CO., LTD.  
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED  
MIMS AUSTRALIA PTY LTD  
MIMS (NZ) LIMITED 等

(連結の範囲の変更)

MELORITA MANAGEMENT CONSULTANTS SDN. BHD. は清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

MIMS VIETNAM COMPANY LIMITEDは新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

(持分法を適用した関連会社の状況)

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED及び同社の子会社31社の決算日は、12月31日でありませす。本連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヵ月を超えていないため、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（使用権資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置及び運搬具 2～5年

(b) 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内利用可能期間（5年以内）

商標権 非償却

顧客関係資産 12年

(c) 使用権資産

定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、キャリア分野における（a）人材紹介サービスの提供、介護事業者分野における（b）経営支援プラットフォームの提供、海外分野における（c）メディカル・マーケティングサービス及び（d）クリニカル・ディシジョン・サポートサービスの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（（e）特定保健指導及び（f）リモート産業保健）及び（g）困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### （a）人材紹介サービス

当社グループは、主に医療や介護の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

##### （b）経営支援プラットフォーム

当社グループは、主に介護事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

##### （c）メディカル・マーケティングサービス

当社グループは、主に海外の医療やヘルスケアの事業者向けにニーズに応じた様々なマーケティング支援のサービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者に対して出版・ウェブ・イベント開催等様々なチャネルを通じて医療・ヘルスケア情報を提供する義務を負っており、その履行義務については個々の契約に基づく役務提供をもって充足されるため、役務提供の完了時点で収益を認識しています。

(d) クリニカル・ディジジョン・サポートサービス

当社グループは、主に海外の医療機関向けに処方箋エラーチェック用のデータベースを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者が処方箋エラーチェック用のデータベースにアクセス可能な状態を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(e) 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社グループは、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

(f) 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社グループは、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(g) 困りごと解決プラットフォーム

当社グループは、高齢者やその家族（以下、「エンドユーザ」という。）に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクを低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建長期借入金及びその利息

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの



(e) 退職給付に係る負債の  
計上基準

- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式によっております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、2つの異なる商材のパッケージ販売について、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準における「独立販売価格に基づく配分」を適用し、それぞれの定価を基礎とした比率に基づいて取引価格の配分を行う方法に変更しています。また、取引の一環で生じる顧客への手数料支払について、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準における「顧客へ支払われる対価」を適用し、収益を減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当該会計基準等の適用が連結計算書類及び1株当たり情報に及ぼす影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に、また、「返金引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示することといたしました。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業部門					合計
	キャリア分野		介護事業者 分野	海外分野	事業開発 分野	
	介護 キャリア	医療 キャリア				
日本	10,487	13,011	7,192	—	1,844	32,536
その他	—	—	—	6,362	—	6,362
顧客との契約から 生じる収益	10,487	13,011	7,192	6,362	1,844	38,899
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,487	13,011	7,192	6,362	1,844	38,899

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、当社グループにおいては該当する取引がないため、連結貸借対照表において計上されておられません。

契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価を受領しているものであり、連結貸借対照表において「契約負債」として表示しております。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。

##### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 4. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの影響について、今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は限定的であるとの仮定に基づき、当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損判定を行っております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

(無形固定資産の評価)

当社は、2022年3月31日現在、連結貸借対照表上、のれん8,907百万円及び商標権9,581百万円を含め、無形固定資産を22,923百万円計上しており、これらの大半はMIMSグループに関する資産であります。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における17の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る資産グループについては、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌期の事業計画と、その後の期間に係る成長率及び残存使用年数経過後の回収可能価額等に基づいて行っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、翌期の売上高及び残存使用年数経過後の回収可能価額の算定に用いる収益率です。

なお、MIMSグループに係る資産グループの減損判定に使用した公正価値の見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、当社がのれん及び無形資産の減損損失を認識することになる可能性があります。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	87,109,600株	38,200株	一株	87,147,800株

(注) 増加株式数38,200株は、新株予約権の行使による増加です。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	491株	70株	一株	561株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	827	9.5	2021年3月31日	2021年6月21日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	915	10.5	2022年3月31日	2022年6月27日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
2014年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	400,000	—	—	400,000
2016年7月決議 (第11回) ストック・オプション	普通株式	20,000	—	—	20,000
2016年7月決議 (第12回) ストック・オプション	普通株式	118,000	—	27,000	91,000
2017年5月決議 (第13回) ストック・オプション	普通株式	22,600	—	4,800	17,800
2018年7月決議 (第14回) ストック・オプション	普通株式	179,000	—	167,500	11,500
2019年8月決議 (第15回) ストック・オプション	普通株式	253,000	—	1,000	252,000
2020年7月決議 (第16回) ストック・オプション	普通株式	200,000	—	—	200,000
2021年7月決議 (第17回) ストック・オプション	普通株式	—	183,000	—	183,000
合計	—	1,192,600	183,000	200,300	1,175,300

(注) 1. 上表の新株予約権のうち、第15回、第16回及び第17回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 上記の減少は、新株予約権の権利行使及び失効によるものです。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金 (※)	10,053	10,000	△53
負債合計	10,053	10,000	△53
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

- (注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	2,825

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	10,000	—	10,000
負債計	—	10,000	—	10,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

340円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

62円07銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				資 産		株主資本計 合
	資 本 金	資 本 金 準 備 金	余 剰 金		利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	自 己 株 式	
			そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,281	2,255	2,302	4,558	26,207	△0	33,045
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	△22	—	△22
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,281	2,255	2,302	4,558	26,185	△0	33,023
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	29	29	—	29	—	—	58
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△827	—	△827
当 期 純 利 益	—	—	—	—	5,421	—	5,421
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	29	29	—	29	4,594	△0	4,652
当 期 末 残 高	2,310	2,285	2,302	4,587	30,779	△1	37,676

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	0	0	259	33,306
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	△22
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	0	0	259	33,283
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行	—	—	—	58
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△827
当 期 純 利 益	—	—	—	5,421
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0	△0	92	92
事業年度中の変動額合計	△0	△0	92	4,745
当 期 末 残 高	0	0	352	38,029

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、収益認識会計基準等に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、キャリア分野における①人材紹介サービスの提供、介護事業者分野における②経営支援プラットフォームの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（③特定保健指導及び④リモート産業保健）及び⑤困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ① 人材紹介サービス

当社は、主に医療や介護の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

##### ② 経営支援プラットフォーム

当社は、主に介護事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

##### ③ 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社は、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

④ 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社は、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

⑤ 困りごと解決プラットフォーム

当社は、高齢者やその家族に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、2つの異なる商材のパッケージ販売について、当事業年度の期首から収益認識会計基準における「独立販売価格に基づく配分」を適用し、それぞれの定価を基礎とした比率に基づいて取引価格の配分を行う方法に変更しています。また、取引の一環で生じる顧客への手数料支払について、当事業年度の期首から収益認識会計基準における「顧客へ支払われる対価」を適用し、収益を減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当該会計基準等の適用が計算書類及び1株当たり情報に及ぼす影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に、また、「返金引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

時価算定会計基準等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準の適用が計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。

### 3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの影響について、今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損判定を行っております。

### 5. 重要な会計上の見積りに関する注記

(子会社株式の評価)

当社は、2022年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を32,581百万円計上しており、このうち子会社株式は32,428百万円であります。これらの大半はMIMSグループに係る子会社株式です。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における17の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る子会社株式について、取得原価と超過収益力等を反映した実質価額を比較し、減損処理をしておりません。当該実質価額の評価には、連結貸借対照表に計上されているMIMSグループに係るのれん及び無形資産に対する経営者による判断が含まれ、その見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による子会社の財政状態及び経営成績の悪化により、当社が子会社株式の減損損失を認識することになる可能性があります。

### 6. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	568百万円
関係会社に対する金銭債務	85百万円

### 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	898百万円
営業取引以外の取引	1,261百万円

### 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	561株

## 9. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	82百万円
未払費用	19百万円
未払金	37百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	68百万円
ソフトウェア減価償却超過額	229百万円
株式報酬費用	51百万円
関係会社株式評価損	655百万円
投資有価証券評価損	2百万円
資産除去債務否認	66百万円
貸倒損失否認	25百万円
賞与引当金	120百万円
返金負債	71百万円
その他	12百万円
繰延税金資産合計	<u>1,441百万円</u>
(繰延税金負債)	
関係会社株式有償減資	262百万円
その他	12百万円
繰延税金負債合計	<u>274百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,167百万円</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原

因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
受取配当等の益金不算入額	△5.18%
その他	0.98%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.42%</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

432円33銭

(2) 1株当たり当期純利益

62円23銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。